

令和6年度第5回国分寺市緑化推進協議会会議録

日時：令和7年1月23日(水)

午後2時～4時

会場：201 会議室

出席委員：柿内 エルニユ 小木曾 和田 小泉 宮 佐藤 西沢 櫻井 大矢 神山
佐々木

事務局：岡沢 井上 竹野

会 長：それでは、審議に移らせていただきます。

資料1につきましては、事前に見ていただいているということで、本日の審議は資料2に移りたいと思います。特に事前に質問は挙がっておりませんが、よろしいですか。

それでは、次に進めたいと思いますが、特になければ、資料3に入ります。本日、事前質疑回答票が配られていますので、こちらに沿って審議を進めたいと思います。

では、最初の全体というところのまちづくり計画課に対する水、緑、生物多様性の側面からのことについて、まず、問題の趣旨をお願いします。

委 員：私、感じましたのは、基本計画を拝見して、やはりまちづくりというものを具体的にどうしないといけない、どういうまちにしなければいけないのだろうということをやはりしっかりまとめないといけないと、こういうことを思いまして、水と緑の生物多様性の側面から、どういうまちにするかというのを協議するために協議会でも作って、これから12年目指してまちづくりをやりましょう、そういうことを考えてもらいたいという趣旨でご質問いただきました。ありがとうございます。市のほうからの回答がありますのでお願いします。

事務局：こちらを読ませていただきます。第三次環境基本計画（案）の策定においては、市民ワークショップを各検討段階で5回開催し、市民意見を踏まえて取りまとめました。生物多様性の側面から見た本市の将来イメージにつきましては、同計画案の91ページに示しております。第三次環境基本計画の計画期間は令和12年までとなっており、次期計画の検討における市民参加の手法については、いただいたご意見を参考とさせていただきます。こちらが担当課からの回答になっております。

会 長：では、第三次環境計画（案）の中では、市民意見を踏まえてとりまとめられており、このまちづくりという言葉とこの環境基本計画（案）の生物多様性の側面からみた市の意見が示されている内容とは整合しているわけですね。次期計画策定にあたっては、この市民参加の手法を踏まえて作成することを検討することをお願いします。

次も全体的な話ですが、施策見直しについてです。

委員：施策の見直しということがこれからの環境あるいは緑の問題を考える上で必要になってくるだろうと。それを目標であるとかあるいは実施計画そのものを少しずつ変化していかないと、環境であるとか緑であるとか、そういったものの変化に対応できなくなると。10年までの間にはですね。

したがって、目標値であるとか実施計画であるとか、そういったものについて内容の変更をできるように、この協議会でディスカッションした内容が反映されるように、変更できるように考えてもらいたい。そうしないと、出来上がってしまった計画そのものが、計画だからもうそれを進めるのだということでやっていると、これからの変化に、環境の変化、これに対応できないだろうと、そんな思いから計画の見直しということで変更できるような仕組みを考えてもらいたい、こういう具合に思います。

会長：ありがとうございます。では、事務局。

事務局：こちらは、緑と公園課の当課の回答になります。緑の基本計画実施計画については、施策にある目標の実績を当協議会で進捗管理を行っています。頂いたご意見については、次期実施計画の進捗管理の中でどのような対応が可能か検討してまいります。以上が回答になります。

少し補足をさせていただいてよろしいですか。この実施計画のベースとなる

「緑の基本計画 2011」というのは、今ではあまり考えられないのですが、20年という長い期間になっていまして、次期基本計画の期間は、一概に20年ということではなく当然見直しというのも本来はやっていくべきなのかなと私は思っているのですが、その計画に位置付ける施策を要はきちんとその年度にできるような、あるいは予定しているようなもの、そういうものを位置づけていくような考えで今後進めていこうという考えです。

会長：やはり10年計画、5年計画、3年計画という計画を見直すサイクルをもっと短くして、本当に実施計画が状況をいろいろ基本計画で目指している環境になるように実施計画が対応しているかということで見直してできるのは大切なことだと思うのですね。ぜひそれは検討をお願いしたいし、その仕組みを毎回この協議会でいろいろディスカッションしていけたらいいなと思います。ありがとうございます。

参考になるのが、やはりそういった他の自治体でも、20年ではなくて10年で計画をしているところが結構あるのですけれども、私、この20年は実は初めて経験しまして、途中でこういう実施計画を作って管理していくやり方も1つあると思いますし、その仕組みはいろいろやり方があると思いますので、ぜひ一番いい国分寺市に合った方法で進めていただきたいと思います。

では、7ページの通番の1番の質問です。

委員：保存樹林地という制度はあるけれども、そういうところが国分寺にどれぐらいあるのかというのが分からないので、分かればいいなと思って、こういうふう

に書いているのですけれども。市民に紹介できるような場があればいいなと思います。

会 長：ありがとうございます。では、事務局のほうから。

事務局：こちらと緑と公園課の回答になります。保存樹林地は民有地にある樹木になります。所有者にとりましては、一般の方が来られるのはよく思われない方もいらっしゃるかと考えておりますので、積極的に外部に情報提供のほうは行っておりません。以上になります。

会 長：これ、イメージは、保存樹林地の場所、もう全体的な配置みたいなものとか、そういうのを少し情報が足りないなって思いますよね。今、保存樹林地というのは、市民の人が理解しようと思ったら、何を見ればいいのでしょうか。

事務局：保存樹林地は、ホームページ上では、箇所数程度しか表には出ていないかもしれませんが。ここでの実施計画での進捗管理を行っているような内容ぐらいです。

会 長：これもそうですけれども、国分寺市全体の緑が見える化できるとなかなかいいなと思っているので、情報は載っておりませんと言い切るのではなくて、少し前向きに考えてほしいなど。

事務局：はい、分かりました。提供できる範囲内で提供していきます。

委 員：教育機関の中で森の保存をしているということをご紹介したりする場を設けたりするのでしょうか。

事務局：市有地に隣接して保存樹林地が存在する場所については、近隣の学校の方はやはりご存じでいて、学校の近くに森がありますので、子どもが樹林地に入れる環境のところもあります。そういうところを利用して学校では活動しております。事前に学校の先生から問合せがありまして、屋外の学習時に使用したい内容であり、そういうのは提供しております。ただ、あんまりオープンにすると、やはりそう言う場所はそもそも静かなところですので、近所の方も当然いらっしゃるもので、あえてオープンにはしていません。ただ、ご近所に住まわれている方は当然樹林地についてはご存じです。

委 員：紹介したいとかなれば、見ることはできるのですか。例えば学校から問合せがあって、教育の中でそういう緑地とか樹林地について学びたいなという申入れとかがあった子どもたちは、そこを見ることが出来る。

事務局：私今、言葉の説明を間違っしてしまいまして、すみません。新町で、市のほうで今回都市計画緑地として指定しているところがございます。そこにつきましては、一部市の公有地と、あとまだ民有地が残っているところがあります。そこにつきましては、もともと全てが民有地の保存樹林地であったので、周辺に住まわれている方は、その緑地を持たれている方も当然ご存じだったので、学校からの学習の場としての利用については、市から樹林地の所有者に確認し、所有者の方から了解を頂き、利用は可能となった。という内容でありました。ただ、基本的に保存樹林地はやはり塀とかで囲まれているようなところなの

で、一般の方が入れるような樹林地はほぼ少ないですね。この新町の樹林地については、今回公有化していることもございまして、開放された樹林地になっておりまして、このような事も可能な状況でした。私の説明は間違っていたので、そこは取消しさせていただきます。

あと、市が管理している樹林地、こちらにつきましては、そういうご要望がありましたら、公園と同様に使っていただくような協議というか、相談は受け付けているところでございます。

会 長：例えば、それと関連して保存樹木ってありますよね、あれは看板かけるのですか。

事 務 局：そうですね、1本1本ですね。

会 長：保存樹林地という看板はありますか。

事 務 局：ございます。

会 長：ある。

事 務 局：はい。あります。

会 長：ということは、これは保存緑地だということを一応市民に公表しているということではないのですか。

事 務 局：そうです。公表、そのプレートがあるということで。樹林地の中にあって基本的にやはり市の管理と違って、鬱蒼として中まで確認できる状況ではないところがあります。

会 長：見えないのですか。

事 務 局：そうです。

会 長：一応減免措置もされていると思いますので、保存緑地は。市民に多少は知ってもらうことは大事でしょう。

委 員：10年、20年スパンで考えると、やはり今、子どもたちがどうやってこの国分寺市に愛着を持って過ごしていて、保存樹林地なり緑地を守ろうと気持ちになっていくかが大切だと思うので、教育機関の中でそういう国分寺がやっていますから、その一環とかでこういった内容も紹介してあげればいいのかと思います。

事 務 局：貴重なご意見ありがとうございます。

会 長：それでは、8ページの4番に移りますが、その途中で何かあったら。特にないようですので、8ページの通番の4ですね、樹木更新に関して。

委 員：これは目標の記述の仕方の問題だけであります。おそらく記述方法としては、「何々をできる状態になっています」、ということなのだろうと思います。この通番の4は具体的な目標を定めて、「樹木更新をしています」という、その樹木更新をしているというのは毎年やっているわけです。それが目標というのはおかしくて、具体的にはどれぐらいの広さでも樹木の更新をするのだというようなことが目標だと思うのです。そういう記述の仕方に全体を変えられたらどうなのかと思っていまして、ほかにも幾つかあるわけですね、似たような表現

が。ですから、目標を我々が見たとき、「なるほど、これが目標なのか」と明快に分かるような表現にしたほうがいいのではないかなと、そういう具合に思って記述させていただきました。

エックス山の件は、エックス山の管理が対象でしょうから、エックス山ということで分かるように、市民にも分かるように書いていただくのがよろしいかと思えます。

事務局：こちらも緑と公園課、当課の回答になります。これまでの実施計画と合わせての記載表現を行っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

具体施策においては、西恋ヶ窪緑地と表記しておりますが、これはエックス山の正式名称となります。こちらは分かりやすいように西恋ヶ窪緑地（エックス山）と併記します。事務局からは以上となります。

会長：ありがとうございます。

委員：よろしいですか。この指摘は、私も全く同感で、すごく違和感を覚えます。

今、市のほうでは、実施計画と併せての記載表現を行っているっておっしゃいますけれども、このような表記の表現のされ方は、私、初めてお目にかかりますよ。例えば通番の1番を見ても、戻っていただいて、通番の1番、7ページですか、それも具体目標の欄は、「保存樹林地の指定継続をし」、これはいいですよ。で、何平米「以上が維持されています」というのにすれば、6年度の到達した状況を言っているわけですよ。目標を書きなさいと言われているのに、このようになった状態ですというのは、どうしても国語的におかしくないですか。だから、何でこのような「されています」といったような状態や状況を表す表現になってしまったのか、幾つも見られます。単に、「これ以上を維持します」あるいは「維持することが目標です」という表現にすれば、何の違和感もありません。

ほかの担当課のところでは、目標に沿った表現がきちんとされているけれども、この中をずっと見ていますと、何々されているという表現が、指摘されたとおり、幾つか見られる。これはやはりその理解をしていただくというのではなくて、これはきちんと直すべきではないですか。

会長：私もご意見、改めて読ませていただいて、私的には樹木更新をするというのは、目標をはっきりとここで書けばいいのではないかなと思います。今、修正もらったのかなと思ったら、実施計画と併せての記載表現にしますということなのだけでも、どうでしょうか、事務局。

委員：歴史的な事柄が達成されたというなら、それはそういう第三者的な表現もいいでしょうが。

会長：訂正したほうがいい。実施計画においては。

事務局：こちらの表現につきましては、ご指摘を踏まえて修正することはできます。です。今こういうご意見が多数ありましたので、もう一度、中を、この「さ

れます」とかその表現については整理して、今日お示しできるか難しいのですけれども、後日まとめて、会長、副会長さんにその旨を確認していただいて完結する。そのようなことでよろしいでしょうか。

会 長：いいです。

委 員：市が主体的に関わっているというのが目標なのだが、やはり市はこういたしますとはっきり言い切ってほしいですね。そのほうが気持ちいい。

会 長：しっかりやろうとしていることだから、目標はしっかり書いて。

事務局：1つ、よろしいですか。今、皆さんから頂いた意見、第三者的な目標というのは、確かにそこは市が主体となってやる事業ですから、その表現は変えていきたいと考えておりますが、今回6年後の具体目標というところで、ここで「何々しています」というのは、その6年後にこういう状態になっているということを表現させていただいております、それがいわば目標、6年後にこういう状態になっているということで「何々しています」とか、そういった表現で全部統一されている形になりますので、そこまでの表現の修正というのはなかなか難しいかなと今、考えているところなのですが。前回言われた、その主体性を持った表現、その視点は持つて見直しはしたいと考えています。

委 員：こういう計画書というのは、誰に対して、誰が読む人なのかですね、読む人は誰かなのですよ。その読む人がこれを見て、おかしいことはおかしいですから、そういう考え方は、例えば「萌芽更新しています」ということではなくて、「萌芽更新をこのぐらいします」という目標を表現できるように、それが到達できないかもしれないけれども、できないならできないなりに原因は何なのだとすることを、まずはこういう協議会でいろいろディスカッションしながらやっていくというのは、私は実施計画の質を高めることだと思うので、ぜひとも読む人の意識で目標はきちっと書いてもらいたいと思います。

委 員：ついでに一言言わせていただくと、今、市がおっしゃったその言い方は、目標ではなくて6年後の状況でしょう。

事務局：はい。

委 員：それだったら、具体目標とは別に6年後の状況というマスを作って、そのマスのところにそれを入れたらよく分かる。そうなりますよ。だから、違うのですよ。

会 長：これ以上議論しても。私も仕事していて、文章的に悩んだときは、法務の方に見てもらって、この文章で果たしていいのかとか見てもらったりする。市の中にもそういうセクションがあると思うので、これは外に出ていく話ですから、ここはそういう指摘があったけど、どうでしょうかとチェックしてもらうようにしてはどうでしょうか。ということで、よろしくお願いします。

事務局：はい。

会 長：では、次に行きたいと思います。次は、8ページの通番5です。

委 員：維持管理がどのようなことかということですね。

会 長：適切な維持管理とは何？ ですね。では、事務局からお願いします。

事 務 局：こちらも当課の回答になります。保存樹林地の所有者は市民の方であるため、市はお願いする立場になります。適切な維持管理とは、枝おろしや下草刈り、その他個々の状況に合わせた管理を含めて記載しています。分かりやすいように「枝降おろしや草刈り等」に修正いたします。この「枝降し」の「降し」という字は「下」という字になってくると思いますが、それは修正させていただきます。

会 長：次に行きます。

委 員：保存樹木と書いてあるのですけれども、どんな種類のものか、あるいは場所とかではなくて、どれぐらいの大きさかということが分かると、もっと市民が知ることができて皆さんの評価を得られやすいのではないかと。

会 長：では、事務局お願いします。

事 務 局：こちらも、緑と公園課、当課の回答になります。市民の所有になりますので、情報の公開は難しいと考えます、と記載させていただいておりますが、先ほどもご意見ありましたので、先ほど言った契約期間保存樹木に指定していますとか、様々な木、何本ぐらいありますよと、そういう個々の特定した場所でない情報は、ホームページ等で皆様にオープンにできると思いますので、内容を確認して、適宜行っていきたいと考えております。

委 員：保存樹木という看板をちゃんと掲げていますよ。その木のあるところに行くと、市の保存樹木という看板が上がっています。で、それはそもそもその民家の方が市に働きかけたのか、市のほうで働きかけたのか分かりませんが、当然保存樹木についてはいろいろ決め事があって、それで年に幾らかの管理費というのが出ているはずですね。

そういうやり取りの中で、何で保存樹木になるのですかといったときに、直径が何メートル以上ありましてとかいうような話もありますよね。

事 務 局：はい、幹周り等の基準があります。

委 員：そういうのを市とその持ち主の方でやり取りする中で、そのことが外に出されては困るのですという話になるのですか。なるのかというと、ならないのではないかと思うわけですよ。だから、情報の公開は難しいと考えますとおっしゃいますけれども、こういう働きかけをしてみてもどうですか、実際に。こういう樹齢何年で、木の種類が何々で、というのを看板に書き添えてみたらいいのではないのでしょうか。そういう働きかけはしてみてもいいのではないですか。

会 長：今のご意見、いろいろありますけれども、ホームページとか、例えば緑の基本計画の数字とか上がってきますよね。だから、もう少し分かりやすい掲示の仕方です。

事 務 局：そうですね。

会 長：出し方はいろいろあるので。

事 務 局：はい。

委員：お寺の保存樹木はそんなことが書いてあったような気がしますけれどもね。

事務局：保存樹木は樹種と、保存樹木の指定番号しか取り付けられていないです。市が指定したもの。だから、別の史跡とか、そういう別のところで指定したものについては別の、保存樹木として、また別のものについてはそういう形の記載があると思います。

会長：本当は樹齢が分かるといいのですけれども。しかし、これは難しいのですが。

事務局：はい、そこまでは。

会長：ではこの辺りで、よろしいですかね。では、8ページの通番6です。

委員：本数を345本以上という目標、それはいいと思うのです。問題は、屋敷林の候補というのをどういう具合に調整するかというのを考えていく必要があるのではないかな。要は、緑として屋敷林になるかどうかは別として、屋敷の周り一帯にその木が植わっているところが随所にあるわけです。それを大事にしなければいけないと思って、前の実施計画では、ふるさと文化財課もこの屋敷林の調査をやめるということになっていたと思うのですけれども、やはり私は継続をして、ただ、それをどういう具合に調査していくかというのは、これはいろいろ方法がある。その方法は考えていきましょう。私は市民にも頼んでいいと思うのです、そういうことは。ここ屋敷林にしたらどうかと出してもらってもいいと思う。そういう具体的な守るために何をするかという活動を屋敷林については考えてもらいたい。ぜひそこはお願いしたい。

特に五日市街道沿いの農家の方たち、それからもう向こうの用水に近いほうの方のお宅、結構緑が多いです。それをやはり守っていかないといけないという姿勢を出すことが私は必要だと思うので、ぜひ調査をやってもらいたいなと、こういう思いです。検討をお願いします。

事務局：こちらも緑と公園課からの回答になります。当課では、市内巡回時や保存樹木所有者からの情報提供により、保存樹木として指定可能な木があった場合には、声かけ等を行っております。新規指定に向けた取組につきましては、ご意見を参考に次年度以降も引き続き検討を進めていきます。事務局からは以上になります。

委員：文化財はやはりやらないのですよね。

事務局：そうですね。

委員：そこはチェックしていただかないと。

事務局：確認のほうは、やらせていただいて。

委員：樹木指定で、実際その所有者から樹木を指定してくれというのはありますか。実際持っているほうとすると、夏は喜んでもらえるのですよ。冬はこの枯葉で掃除が大変で、近隣にもご迷惑になり、これは非常に肩身が狭い思いになります。そういう状況なので、積極的に樹木所有者が指定してくれってないと思うのですね。実際3,000円でしたっけ。

事務局：4,000円です。

委員：補助はあるのですけれども、それも全額補助ではないですね。雑所得としてまた入ってくるのです。それもまた税金としてダブルカウントで入ってくるのですけれども、それを期待して指定してほしいというのは、おそらくないと思います。ですから、樹木を持っている人からすると、積極的にやってくれという人はどのぐらいいるかと私は思うのです。

事務局：あと管理上の枝切りの補助もしておりますので、保存樹木所有者の方は剪定を、樹木剪定する方に依頼したときに、それにかかった費用の一部は、条件はありますけれども、市で負担させていただいております。

委員：保存樹木って結構 15 メートル以上あるのですよね。業者の方はクレーン車で 1 日 30 万と言われていています。それを市のほうで補助してもらっても全額してもらっていない。なかなかそのところは、皆さんの考えと持っているものと温度差を感じます。

委員：よろしいですかね。私のまちでも今どんどんどん宅地化されているのですよ。新しい住民が入ってきますよね。この今まで大きな家で農家やっていたりして、いろいろなことやって、大きな木がいっぱいあった。さっきもお話あったように、冬になるともう枯葉がすごいと、何とかしてくれと、いつも文句言われているのだと。こんなもの保存樹林もくそないというようなことをおっしゃる方がいらっしゃるのですよ。もうそういうことになっている。恐ろしいことですけれどもね、木がなくなるというのは。だから、どんどんどん切っていますよ、今。

変なお話して申し訳ないのだけれども、けやき台団地というのがあるのですよ。そこのこっち側が高木町なのですが、ケヤキがいっぱい生えているのです。それが今やどんどん切っているのですよ。というのは、倒木の可能性がある。物すごい枯葉がいっぱいで、びっくりするほど出るのです。それも幾ら掃除しても風が吹くとどんどんくるのですよ、びっくりするほど。そういうことからすると、住民の皆さん方、ものすごく迷惑している。ましてや新しく入ってきたような人は、何だこれは、ということで、持っている所有者に文句が来る。こういう状況なのですよ、今実際に。

私も自治会活動やっていて、そういうクレームがものすごく多いということは、もう身にしみて感じていますから、今のお話は全くそのとおりだと思います。本当に、ひどい状況。ただ、その木がないと夏は困るのですよ、日陰がないのだから。そういうことをすっかり忘れて秋になると、もう何とかしてくれ、何とかしてくれ、往生しましたよ、本当に。

もうそういう状況ですね。だから、大変ですよ、これからね。保存樹木なんてやっていたら、本当に大変。

会長：ありがとうございます。様々な情報を。私は長年既存の樹木を大事にすることを学術的にもやってきまして、集合住宅でも建て替えるときにもその樹林を極力保存等をして建替えることを居住者と合意形成をしながら長年やってきまし

た。また、地元でケヤキが戸建て住宅のところに多くあり、夏は涼しいので、そこを歩くようにしています。あるときにその境界に擁壁があつて、その擁壁が修理されており、気になったので、「これ、何のために工事をしているのですか」と聞いたら、境界に大きなケヤキがあつて、その擁壁を押しやっているので、倒れそうだと。業者さんが「切っちゃえばいいじゃないですか」とご主人に言ったらしいのですけれども、「駄目だ」と、「私が目の黒いうちはこの木は絶対保存するのだ」と言われて、矢板を打って、擁壁を保護して補修していました。それが10本ぐらいあるのですけれどもね。素晴らしいと私は思い、1回その人にお話を聞きたいのですけれども、そういう方もいらっしゃるの、人それぞれ木に対する思いというのは様々ですね。木自体は命があつて非常に貴重なもので、ご利益を忘れてしまっていることが多いですね。

委員：もちろん、すぐにできるものではないですからね。年月がかかっています。

会長：やはりそれを日本人はもっと理解して落ち葉も必要なものとなってくるわけですし、それを掃いて、ケヤキだったら堆肥になったりするわけですから。

委員：昔は落ち葉を燃やせたのですよ。それで焼き芋なんか作ってみんなで遊んだのですよ。ところが、今や燃してはいかんということを言っていますからね。

会長：ありますね。

委員：もうできない。

会長：私残念だなと、国分寺市って非常に屋敷林が多くあり、積極的なところかなと思ったのですけれども。是非1度行政の方に忙しいと思うのですが、1日かけてみんなで調査して、指定されていないところをチェックするぐらいは、そんなに難しい話ではないと思うのですよね。外観で分かるので。だから、私、今、大学出てしまいましたけれども、学生を使ってとか、やりようはあると思うのです。寂しい思いをしています。何とかしたいですね。倒木のときの保険なんかも入っているのではないですか。保険とかも入っていないのですか。

事務局：保険は入っておりますね。保存樹木地に。

会長：保険があるからいいという問題ではないのですけれども。それはぜひ機会を見て。簡単な話ではないとは思いますが。様々なご意見があるので対応されるといいと思います。

委員：僕は緑を守って木を守ることがものすごく大変なことだと思います。反対意見もいっぱいある。それから、なかなか管理し切れない。所有者の管理、それが難しいのだということを分かってもらって、どうしようとする場がないのですよ。そういうものを僕は作り上げて、市民と行政と話し合いながら、では隣に話をしてみようという雰囲気すらできない。そういう話し合いができない。そういう話し合いの場がないのだ、そのものが難しいのだと。だからこそ、一つ、その基本計画の中で、そういうことをディスカッションしてやれるような方法論を考えていこうよということぐらいは訴えながら、みんなで考えてみる

というのは、僕は絶対必要なところに来ているのだらうと思うのですよ。農地も代表的な例で眺めているしかない。現状維持というのはどうしても最終的な目標になってしまう。それでは緑が欲しいのだと大切だと言っている意味がない。何かそういう方法論、どんな方法があるか分からないけれども、こういう場を設けて、具体的にはそれを運用していくというのが基本計画の中にあるといいかなという感じはしますね。

会長：先ほどから言われていた、子どもの環境教育みたいなこと、もう小さいときからそういうことを大事だと認識してもらうということは大事かもしれない。

委員：仲間がそれぞれの地域で落ち葉を持ってきてくれたらお野菜あげるよとか、何かしたらあげるよというイベントをしているのですね。落ち葉って、今の状況、やはり皆さんのお話聞いていても、ただ要らないもので邪魔なものという感覚がもちろん今、市民の方たちにあると思うのですが、ここのメンバーたちは大切なものと十分理解していると思うのですが、そういう何かしらの、今調べただけでも、それはもう完全民間でやっていることなので、行政でやっているところがないのかなと思い、やはり幾つもの、ぱっと調べたら出てきます。何かそういう保存地を持っていらっしゃる方や、たくさんの保存樹木持っていらっしゃる方たちに投げかけてやってくださるところがいたら、そういうところから一歩ずつから、落ち葉を拾ってきたら、その団地の方たち、新しい方たち、地域の人たちに混じっていろいろやれたらと思いますし、子どもたちがいたら、その落ち葉を拾わせたい、それさえも今までだったらできなかったことを、何か宝になる形で何かしらそれをうまく使って、それが国分寺市のたい肥にしている率とかが100%ではなくて130%とか、そういう形で、それをもっと増やしていくという形で循環させて、それを価値あると思った子供達がほかのところでもやってくださる仕組みというのを作っていきつつ、楽しんでまちの緑を増やしていけるというか、保存していける形というのが何かできたら面白いなというか、いいなと思いました。

すごく労力かかることではあると思うのですが、緑守るために勉強だという環境教育だというのを楽しんでやることで、緑に関する仕組みというのが1個、こういう施策の中に入ってくると、増えていくのかなと思いました。

委員：今のお話はそのとおりだと思うのですが、国分寺市はそういうことをやっているのですよ。国分寺市は集めた落ち葉とかそういうものは全部堆肥を作っているのです。これはものすごくいいことをやっているのです。それをやっている上で、さらにそれでも私も住民は、かなわんとおっしゃっているのです。みんな持って行って、市はそれをうまく活用してくれているのですよ。

委員：もちろん拾って、何かしら手に入るもの、やはり皆さん何かしらメリットがないと、面倒くさいものってやっていけないではないですか。そこら辺でこくベジとか国分寺の場合いろいろなつながりがあるので、農家さんたちにもその堆肥をうまく使っていただけるような流れで循環するような、それぞれのメリッ

トになるような形。

一番重要なのは、やはり緑を増やすというか、自然環境が保たれていかないと人間は死んでしまうので、その部分で気づいてもらう、気づかなくてもいいのか、気づかなくてもいいけれども、保存していける形、増やしていける形というのを何か模索していく1つのイベントにはなってしまうと思うんですけど、そういうのがあるといいなと思いました。

会長：ありがとうございます。緑の話は尽きません。それぐらい重要なことで、それぞれここにいる方の思いは、みんな少しずつ異なると思います。それでも樹木は大切ということは皆さんもご承知だと思うので、1つ良い例があったらそれを表彰し、それを皆さんに知ってもらう形で何か少しずつ進める方法もあると思います。

それでは、時間もありますので。それでは、8ページの通番7ですね。

委員：これは今までの話とつながりがあるのですよね。目標値は現状維持しかないのです。ですから、取り組まないことを明快に目標にしてしまったらどうですか。現状維持なんか決してできない、もうこれは。だけど、どうやった現状維持ができるのだということを考えることが大切だということに思いますので、そのギャップがあると、所有者、それから施策とギャップがある、そのギャップは違うものが必要なのではないかなと思うので、ぜひその前と同じです。何か施策を考えて、考える場を設ける。それでディスカッションして施策をいろいろ考察してみるということが僕は大事だと思ってこれを書いています。では、事務局からお願いします。

事務局：生産緑地については、個人の財産であるため、その処分について行政が完全にコントロールすることはできません。したがって、毎年度、相続を主たる要因として減少しており、歯止めがかからない状況にあります。しかし、そのような中でも、追加指定の促進等により減少の抑制を図ることができると考え、目標を設定しております。施策については、引き続き経済課と情報共有等密に連携を図ってまいります。事務局からは以上になります。

会長：生産緑地は市のほうで買い取るというケースは、たまにはあるのでしょうか。

事務局：生産緑地につきまして。そうですね。都市計画の網かけがかかっているところで、市の事業の進捗状況に合わせて行っているところもあります。今回、戸倉公園を整備しているところにつきましても、それは過年度において、もともと生産緑地で、事業の進めるタイミングと併せて、市で取得しました。このような経過はございます。戸倉公園、都市計画緑地の一部ではありますが、本年度工事をしておりまして、今年度末完成に向けて整備を進めている、そこが事例であると思います。

会長：予算にも限りがあると思いますので、生産緑地という最後のとりでみたいに私は思っていて、やはりその空地ってなかなか宅地化されると、もう公園にはならないですからね。だから、その優先順位を決めて対応してほしいです。新し

い施策を含めてトータルで考えてほしいです。

では、次、同じ7番ですが、経済課のほう、お願いします。

委員：目標値が毎年同じだというのは、信じられないです。何かあるのですよ、やはり。だから、こうありたいというものを目標に出していく勇氣が必要なのだろうと。それを出すと市民のほうから、いや、できてないじゃないか、そんな目標だけで対策がないじゃないかとかいろいろ批判は出るでしょうけれども、やはり目標値というのはちゃんと作るべきだと。毎年同じというのは信じられない。これは作業をやりますと言わなければ、そのためにその要員を用意し予算をつける、そういうことなのだろうと思うのですよ。実情は分かるのですよ。何かその目標の設定の仕方というのは考えてもらいたいなと、こういう具合に思ったわけです。

事務局：都市農業の持続可能な仕組みとして、既に租税特別措置法による相続税納税猶予制度があり、本制度の適用に当たっては、生産緑地地区として指定されることが要件となっていることから、引き続き、まちづくり計画課や農業委員会との連携を図り、追加指定等の情報発信と啓発に努めていくことが大切と考えます。事務局からは以上になります。

委員：それがあまりにも幼いと思うのです。それを継続していくことはいいことだと思うのです。だけど、もっとよくしようねという何か目標値というのを設定して、そのために何するかというのを考えていかなければいけない。ぜひそういう考える部門というかな、時間的な余裕もないかもしれない。何かの方法を考えてやっていてもらいたいなと、それが行政と市民の間の距離をどんどんどんどん近くしていくことではないかなと、こういう具合に思うのですが。今の仕組みはもうよく分かるし、大切ですし、それはそれで続けるとして、さっきから申し上げているように、何か仕組みを作らないとうまくいかないのですよ、こちら辺は。もう見えているのですね。

会長：大局を見られる課等があって、その課が全体を見て、これを重点で行うことを決めて、これに対する予算をつけて、それが突破口になっていく方法もあるのでは。全てにおいてできないと思うので、こういう何か共通部門の中に作ると良いのではないのでしょうか。

例えば横浜市で昔は、今もあるのですが、都市デザイン室という、共通の部署があって、デザイン室というのは、予算はないのですが、どこかで事業があるとそこにデザイン、提案を出していくというのがあるのです。いまだに継続していますが、何かそういう1つの形があるとやりやすいのかもしれないですね。

委員：建物を造るときに建てた人は、緑と公園課やまちづくり計画課とかにも、この緑地をここの農地に建物が建つよとかいう連絡は行っているのでしょうか。

事務局：開発面積500平方メートルを超える開発事業につきましては、当然その協議を基に緑を敷地何%設けるとか、基準がありますので、担当課から指導して、事

業者さんにも対応してもらっています。

それ以外の普通の戸建ての建築に際しては、市に直接連絡はありませんので、戸建てのお客様というのですか、その方が考えて庭の木を植え、敷地の造成内容を考えるのは、個人の考えで行っているのが現状です。したがって、500 平方メートル以上につきましては、市と協議して整備して頂いております。

会 長：開発の場合はやっているでしょう。

事 務 局：はい、そうです。

会 長：戸建ての場合は。

事 務 局：そうですね、例えば単棟しか建てなくて、500 平方メートルに満たない、通常の戸建ての一軒家の建築とかそういうのは届出だけで、当課には情報は入ってきません。

会 長：個人は全く無理だと思います。生産緑地を売却して住宅を建てる時に生産緑地の場合は、通常の戸建て住宅の緑化よりも多くてもらうとか、何かそういうことができる生産緑地の緑地としての意義が高まるのではないかと思います。

委 員：お話伺うと、どうしても今後 10 年、20 年の間でどんどん農地、生産緑地が減っていくのだろうなとは思えなくて、結局これだけ議論して目標を立てるのに、前向きな数値を立てられない、立てづらい状況があるのだとすると、やはり仕組みづくりだという話が出ていとおりで、その計画自体が形骸化になっている。こういったことに関しても、ちゃんと構築できる体制を考えていかないと、やはり緑地が減ってしまっても仕方ないよねとなってしまうのが一番残念だなと思います。

会 長：では、次に進めさせていただきたいと思います。10 ページの通番の 8 です。

委 員：私、ここの国分寺に来てから 30 年前、こういうゆったりしたところで生活とかいいなと思っていたのですが、その頃は何か牛がいて、都市農園ですね、国分寺の都市農園がすばらしい、これも貴重なもので、農家の人は回していけるのであれば、やってもらいたいなというふうに思いますけれども、本当に今、農家の人たちも大変なのは、それなりに意識していますが、何かしら指導を、政策を支援することを考えたほうがいいかなと。そんな感じで、国分寺に対する個人的な思いですね野菜も作っているし、おいしいですよ

会 長：では、事務局からお願いします。

事 務 局：市内の畑については、ご意見のとおり、貴重なものであると認識しております。しかしながら、記載している目標等については、簡潔に記載する必要があります。ご理解いただきたく、お願いいたします。事務局からは以上になります。

会 長：よろしいでしょうか。では、10 ページの 9 ですね。学務課の所。

委 員：結構 3 割ってハードルが高いのではないかなということで、縛られないで自由にやってもらったほうがいいかなと思いました。

事 務 局：こちら事務局から回答します。第 3 次国分寺市教育ビジョンにも同数値で目標値を設定しているため、統一しております。事務局から回答は以上です。

委員：これ単純な指標で、もう 30%というのは限界値なのかなと。どう評価されていますかね。それだけのことです。それは自分では分からない。

事務局：直近の実績については、近年の異常気象による不作、食材料費の物価高騰等が要因と考えていますが、過去の実績を踏まえて、当該数値に設定しているところでもあります。また、第3次国分寺市教育ビジョンにも同数値で目標値を設定しているため、統一しております。回答は以上になります。

委員：もうそれは限界ですというならしょうがない。例えば埼玉県のどっかの地域ですれ、50%入れているとか、そういうのがあるのか、そういうのも分からない、そんなところです。

委員：教育ビジョンで設定されていることは、これは可能ということでしょうか。恒常的に目標設定されているとしたら、そういうものに合わせる必要はないのでしょうか。

会長：どうでしょうか。

事務局：この地場産野菜が 30%に。

会長：はい。

事務局：そうですね、こちら、実際これを担当する学務課に確認させていただきまして、やはり対外的に出す数字については統一したいという、そういう見解でしたので、こういう回答になっております。

補足しますと、令和6年度実績見込みが、19.4%になっているので、それから勘案すると 30%も決して低くない目標値、実は結構頑張らないと、というところはあるかなとは思いますが、過去には食材を導入した当初には行っていたのではないかなと思います。そういう考えだったのですが、こここのところの異常気象とかでこのような状況になっているにもかかわらず、目標値としてはやはり当初の見込みは、あるいは教育ビジョンに設定したものと合わせても 30%というもので上げてきたかなと考えているところでございます。

委員：予算で決まっているのですね。

事務局：そうですね。

委員：3割が、予算が立ててあれば、3割だろうと思います。予算額の枠がありますので、そういう設定にした。

事務局：予算委員会に諮るときに、一応各課でその辺は考えを含めて予算化していますので、30%に合った予算の仕方を来年度しているかどうか、そこは確認していないのですけれども、予算はそのよう考え方でつけているものです。

委員：前に聞いた話ですけれども、30%というのは、そもそも根拠は、先行している小平の例に倣って取りあえず 30%にしたと、そういう話を以前に聞いたのですね。去年かな、小平のホームページを見たら、令和4年度で 34.6%まで伸びたと。だから、30%というのは大変なことだと思うのですよね。

令和5年度どうなっているか、まだ調べていないのですけれども、値段が食料品だけでも物価が変動しましたでしょう。あれは落ちていて、数字出ないのだ

と思うのです。子どもたちに食わせるだけが精いっぱい、その地場産を何%達成しようなんていうのはもう二の次だと思います。これだけ食べ物の値段が上がっていると。うちの家計だって倍ですもの。ブロッコリー1本が何百円。これもだから30%の目標を立てたって、なぜできないかといったら、言ったほうがばかだと思う。このご時世ですね、私、かみさんについて買物に行くものですから、何でこんな高いという感じですよ。うちらはもう田舎の生まれですから、バケツで買っていたものが、倍で1個2個買わなければいけない。そういうご時世になっているから、非常に難しいと思うから、30%という目標を立てても、それを達成すること自身が大変だと思いますね。

農家さんには、とにかくなるべく農業から収益を上げていただくというのがある。それで何%なんて無理ですよ。市内の学校が買ってくれて、農家の方になるべく少ない労力でたくさんもうかったと、そっちが大事で、だからって畑を宅地に売のをなるべくやめてくださいと、そのための施策であるからして、あまり数字にこだわって、それがどうこう我々が言ったって始まらないのかなと思いますけれどもね。

委員：学校は学校で違うと思うのですけれども、私は今、たまたま小学校に勤務しているもので、ここの地域は目の前の農家さんのところに収穫しに行く。それで、その次の日にはその収穫したものを子どもたちが調理というのか準備をして、その日のうちにお昼に給食で食べる。結構そのこくベジ、例えば国分寺市のこくベジのものが出てくるといよりもその体験のほう子どもたちにはとても大切だと思って、ただ、それが全部の学校、やはり農地がすぐないと、というのも含めて、何かそこら辺が大切。受け付ける農家も大変で、その分の1日分の収益分を子どもたちの面倒を見るために止めなければいけない。そういう形が少し農家さんたちにとってもいい形になって、子どもたちも農地があると、農地がある国分寺っていいねという方向性になると、またこくベジ売っているところのものを買う、路地のものを売っているところのものを買うという、またそういう循環を及ぼしていくような形の仕組みというのも1つ提案として国分寺市の中に実施していただいたらいいかなと思いました。

目の前のブルーベリーに聞いたのです。一番子どもたちと関わっている。

委員：第一小学校で国分寺市のソラマメをむいて食べるとか。そういう体験会のような、体験過程が大事だと。

委員：農地には一緒に行っていないのです。

委員：ああ、そうですね。

委員：農地に行くということが大切。

委員：思ったのが、農家さんの中にも、形が崩れてしまって出荷できないものというのがあると思うのです。それを集めて給食にしてもらえということであれば、そこをそういうサイクルも1つかなと思って。ただ、子どもが食べる体験をすると、こくベジおいしかったと、国分寺のブルーベリーでホットケーキ食

べておいしかったと、そういう話になって、やはり駅前で買ってほしい。そこからやはり子どもから親に言って、親が買って、またそこで家庭につながってくるので、その体験活用をどんな仕組みでやるか。農家に行って体験をすることから始めるのが、食べる形が崩れていてもおいしければ子供たちは満足するのでそういうことも値段に対してネガティブな話があれば、そういう考え方もあるといいのかなと思いました。

委員：農家さんたちもほぼほぼ捨てる場所は工夫したりして、ものすごくぐちゃぐちゃしたものまでいろいろな活用法を実はしています。捨てる場所、こくベジに関してはほとんどないと思います。そこら辺というのが、では、あとは調理員さんたちがどこまでそのケアができるか、そこというのも実は現場のことも私は見てしまったので、すごく大変なものを見てきているので、皆さん、こくベジに関してはものすごく頑張っていて、ほかの地域でも頑張っているのを見ています。ただ、その上で、では子どもたちがよりその地域のものを愛してもらえるかという形を、本当にその環境の中でやっていかなければいけないなと思って、今言ったことは全部もうほぼこくベジはやっているというのを私は見えています。

委員：私はあべこべというか、50メートルぐらい近くに農家さんあるのですけれども、そこの方はかなり努力していらっしゃる。この3割というのは、数字で大変だなと私はぱっと思ってしまう。

委員：私も同じ意見です。大変だということです。

委員：すごく大変なのですね。「今日は給食間に合わないから、待ってね」って言われるぐらい、一生懸命用意していらっしゃるし。

委員：あと、農家さんたち、たしか学校給食に出すために、依頼されたら2倍か3倍分ぐらい作っているのですね。というのが出せなかったら困ってしまうから。では、その分、3倍分出せるのかということ。

委員：その日によって違うからね。

委員：はい。というのも、そこも農家さんたちから聞いているので。ただ、それが大変だからやらないのではなくて、何かしらいい形を子どもたちに担当してもらうというのは必要かなと思っていますが、現状をただ単に見てきてしまっているの、私としては。

委員：確かに現状は、農家の人に聞きますと、自分ところで作っていて、たまたま生育が悪くて出荷できないというのがあるのですよ。そのときにどうするかといったら、回りの農家をぐるぐるぐるぐる回って調達するのですよ。

委員：そう、いろいろなところからもらってきて。

委員：ものすごく努力してくれているのです。それがうまくマッチすればいいのですが、マッチしないと大変なことになってしまう。だから、そのいろいろなメニューとかあってね、どうしてもそれは必要なものはあるだろうけれども、何かそういうものを適宜変えられるようなものができれば、3割というの

も無理ではないと私は思いますけれどもね。ただ大変な努力をしていただいているということは間違いないですよ。

会 長：では、この件についてはこれで。皆さん、貴重なご意見ありがとうございます。議事録にはしっかり残りますので。

それでは、11 ページの通番の 10 です。

委 員：姿見の池の周辺まで加えると、東京都と連携して。そこをきれいな、楽しい池にしたい。東京都のほうも考えてもらわないと困る。もう東京都との連携というのも常に行っていこうねという活動を入れて、活動として協議して、みんなに分かってもらうことが大事ではないかと思います。

今ですと、恐らく姿見の池の管理は東京都と管理地はどう違うかなんて誰も分からないし、知らないだろうと思うのですよ、あまり。我々知っている人間は、こっちは姿見の池で国分寺市の仕事だということを理解しながらやっていますけれども。ですから、何かうまい連携を図りながら、あそこの維持管理を行っているということを知ってもらいたい。お答えのほうにも地域は地域でということを書いてあるので、それは十分吟味して、それを何か活動の目標に入れられないかなと、こういう具合に思います。

会 長：では、事務局のほうから。

事 務 局：東京都所有の日影山部分の草刈りは当課で行っており、適宜都と連携し、維持管理を行っております。日影山は都が主体となり、市民協働で維持管理を行っている実態があるため、当課の目標等に加えることにはそぐわないと考えます。今後においても、都と連携して管理は行ってまいります。

姿見の池の水質調査については環境対策課、流量の調査については緑と公園課でこれまでも行っており、経常的な業務となっているため、新たな目標とはいたしません。

会 長：これは余談なのですが、TVKですね、国分寺について、恋ヶ窪の駅、恋という名のつく駅は全国で4つしかないとのこと。結構回って、私も改めて勉強させてもらった。やはり水がベースに紹介されていました。いろいろ難しいと思いますけれども貴重な資源なので大切にしてほしいです。

では、11 番に行きます。事務局、お願いします。

事 務 局：当課の回答になります。緑の基本計画において、施策項目、具体施策、施策の具体内容等について定めています。施策内容が清掃や保全活動等の維持管理となっているため、変更はいたしません。事務局からの回答は以上になります。

会 長：維持管理と整備というのは結構違うと思うので、大変なことだと思うのですが、事例的にもう私も調べなくてはいけないのですが、横浜みどり税があり、個人から 900 円／年ずつ徴収していて、企業からもらうのですね。それを財源にいろいろな緑地の管理、樹林地・農地の確実な確保を結構長い間やっていて、平成 21 年からスタートして現在、令和 10 年まで続く。このような事例もあるので、財源がなければそういう国分寺市の貴重なものは何か水とかハ

事務局：いや、ないです。

では、通番の 11 に行きたいと思います。

事 務 局：そこはふるさと文化財課を所管とする史跡の敷地ですので、この湧水源として表現させていただいております。

会長：これ、読み上げなくても大丈夫ですか。この会議で。

会 長：お願いしますね。

6年度の具体目標、具体目標の考え方・理由、各年度の数値目標等欄については、姿見の池緑地を、姿見の池緑地・西元町の湧水源と修正いたします。

会長：続きまして、15 番です。

会長：13 ページの 15 番のところですよ。

会長：いかがですか、事務局。

委員：この質問のおたか道湧水園というのは、さっき訂正されましたように、西元町の湧水源に直していただけますか。

事務局：上段から。緑の基本計画において、施策項目、具体施策、施策の具体内容等につきましては、設定されております。下段の回答につきましては、野川の所有及び管理が東京都になりますので、継続した要望になっておりますので、このような記載の形でさせていただいております。

委員：おっしゃるように、毎年毎年要望を頂いているのですね。してもらっているわけです。やはり計画ですから、令和12年には例えば東京都の了承をもらうとか、早い話、開発のほうからの了承をもらう、そういう目標設定にして、どういう具合にそのステップを踏んでいくかというのを前倒し、バックキャストで考えていく、僕は計画としては重要ではないかなと思うのです。これはもう野川を自然河川化しようなんていうのはもう大変なプロジェクトで、そう簡単にできるものではない。私は10年から15年かかるのではないかなと思っていますが、せめて12年までにこういうことでやっていきたいという国分寺の案を東京都が了解するような形で今後交渉を続けると。そういう流れにして、年度ごとに、例えば2年前から野川の希望案が国分寺市内にできると、こういう目標の設定の仕方をしてもらうと、見ているほうがよく分かるのです。それが現実にできるかどうか分からない。それは修正が必要になる。最初に申し上げたように、やはり修正をしていかなければいけない。それは非難されることでもないし、非難されるものでもない。やはり環境があって変化していくわけです。市はこう考えているのだよという何か案が出ないかなと、私は思います。そう簡単にいかないのは分かっていますけれども、でも、目標は高く掲げましょうと、そういうことで進めたいと。

事務局：補足させてもらいます。これ、今回担当のほうから、野川自体が東京都の管理にあるということで、この野川に対しての整備要望というのを東京都に出すのですね。今後ではどうやったら整備が動くかという話になると、東京都のほうでは事業認可をして、それに基づいて進めていく形になるのですけれども、その事業認可もまだ見込みが立っていないような状況があります。というのは、現在、国分寺は下水道が整備されてから、野川上流域の溢水がもう発生していないということで、変な話あまり整備されていない状況下においても被害が出ていません。東京都は野川だけでなく幾つも河川を管理していますから、被害が出たところを優先的に整備するというのが実情であるのと、あとやはり今そんなに被害が出ていないのに、周りに住む人が、何でこのままではいけないのかという、その辺についてやはり権利者のメリットも今後どのように進めれば作っていけるかというのを、そういうところを考えなくてはいけないねというのは東京都と話をしているのですね。なので、市が今できることとしては、野川の状況を知ってもらって、要は市民の機運醸成を上げてくれというのも東京都から言われている話なので、できるところはやっています。それと併せ

て、やはり東京都も動いてもらわなければいけないので、それで要望活動も毎年やはりやらざるを得ない状況になっているということで、目標として挙げさせていただいている状況でございます。

委員：今、私の認識としては、北々健というのは北部……。

事務局：北多摩北部建設事務所です。

委員：そこの立場は東京都の立場を代弁して動いているわけですがけれども、まちづくり計画を作ってください。それを東京都が了解するのであれば、了解したらそこを整備する。こういうのを明快におっしゃる。この間、野川のほうで事前のインタビュー、レクチャーを受けたのですがけれども、その中でもやはりまちづくり計画として作っていくものだと言われているものですから、それはそれで「ああ、そうですか」というので帰ってきましたが。やはりまちづくりでどうするというのは、まさにおっしゃった、住んでいる人たちに立ち退いてもらうために、こういうまちにしたいのだというのを作り上げる、市民の了解を取りながら作り上げていくという作業はやらないといけないのですね、いずれは。ですから、機運を盛り上げて、同様に今、市民団体で具体的にやっていますから、それをもっと活発化してもらって機運を高めて、かつ、まちづくり計画として考えていく。これはまちづくり計画ですから、緑と公園課の責任ではないのですけれども、まちづくり推進課なのです。ですから、まちづくり推進課のほうには大いに考えてくれよと言っています。

事務局：一昨年ぐらいから、そういう協議は東京都とやっています、ただ、実際市が絵を書いたときに、本当にまちづくり計画書みたいなのを作ったら、都は本当に動いてくれるのですねという、そこがなかなか「うん」と言ってくれない部分がありまして。

委員：それはそうだ。

事務局：ただ作っただけで終わってしまう可能性がある中で、今いろいろやり取りしているような状況でございます。

委員：ありがとうございます。毎年作っていて提出するだけの目標では、もう僕は目標設定としては、誰が見ても、だから何なのよと言われてもしょうがないよね。やはり計画書として市民に見せるものは、何らかの具体的な結果を出さなければいけない。それは何とかできないかという思いです。

委員：本当にね、小金井と国分寺の境目の野川を見たら、もう涙が出ます。本当にね。上流、中流、下流の違いがあると思うのですよ。ですけど、それにしても、小金井の野川への取り組み方は全然違うので、やはり頑張ってほしい。ここで生きているホタルの幼虫が小金井に流れていったのですよね。それから、小金井は今、何百匹も自然発生している。小金井はそうでも、国分寺は上流なので、もみじ橋という真ん中あたり、小金井と湧水群の真ん中辺りの橋のところで毎年 20 匹前後自然発生するようになりました、やっとな。だから、そういうこともあるので、そういうことも書いてくださって要望して

いただけるとありがたいなと思います。

会 長：小金井市に貢献している。

委 員：いや、小金井は小金井で放してはいらっしゃったのですけれども、最近は全然放されなくて。私も、そのとき小金井で活動していたのですけれども、上流がちゃんとしないと言われて、国分寺のホテルの会に入ったのです。

委 員：回答のほうに書いてある都市計画マスタープラン見直しの時点はいつ頃になるのですか。

事 務 局：確認して、これ回答させていただきます。

会 長：お願いします。

では、次に行きたいと思います。15 ページの 18 と 19 です。

事 務 局：国分寺市が管理している公園には、地区公園という公園種別の公園はありません。また、街区公園・近隣公園、それぞれに空白地帯という考えではなく、供用開始している街区・近隣・都市緑地・総合公園と市立公園の誘致距離から網羅されていないエリアを出しております。

第4回の回答と同じになりますが、現時点においては、東元町二・四丁目、光町二丁目、内藤二丁目、富士本一丁目、東恋ヶ窪三丁目等が該当します。

都市計画施設の配置についての方針は、一定整理されております。具体的な配置については、相続等で土地が動く際に検討することになるため記載しておりません。事務局からは以上です。

会 長：緑の基本計画 2011 にも公園空白地帯が小さい図で載っていますよね。

次は、26 番です。

委 員：防災備蓄倉庫から災害用のトイレ、太陽光の照明、それからかまどベンチ、むかしの井戸というのが防災設置される避難所となっているわけです。一時避難所となるとところでこういうのを欠けているところというのはあるのですか。

事 務 局：国分寺市地域防災計画では一時避難場所として、公園などのオープンスペースを定義しており、全ての公園が一時的に避難できる場所となっております。地震や火災等が発生し、避難場所に避難する際に緊急に避難できる場所としても活用できるよう、市立公園のほかに協力農地を避難場所として設置しております。既存の公園に対して、新たに防災設備を設置する計画は今のところはございません。引き続き、大規模な一戸建ての開発（30 区画以上）があった場合、事業者に対し、設置される公園内に防災施設（防災倉庫、災害用トイレ、かまどベンチ、太陽光照明）を設置基準に基づき整備し、必要に応じてむかしの井戸の設置を要望します。また、市が設置する公園については、緑と公園課と連携を図り、防災施設の整備を図っていきます。説明は以上になります。

会 長：既存の公園では全部、一時避難できるのですね。

では、29 番。

委 員：国分寺市内には、たくさんの公園があり、そこに花を植えられるスペースがあるというのは有効に使えるといいと思いますが、これは実際どのような状況な

のかという内容です。

会 長：では、お願いします。

事 務 局：緑と公園課にご連絡を頂ければ、基本的には市で管理している全ての公園で登録が可能ですが、どこの公園でやっているか市民に分かりやすくするため、公園に貼り紙を設置する等、対応方法を検討していきます。現在登録のある団体は、市の公式サイト、ホームページで公表しています。具体目標欄は、下のよう
に修正します。6年後の具体目標、市民に公園サポートが周知され、市民と市との協働による維持・管理をしている公園が増える。具体目標の考え方・理由等、公園サポートの周知方法を広げ、毎年度1団体1公園の増加ができるよう新規登録を促します。各年度の数値目標と公園サポートの周知方法の検討を追記します。事務局からは以上になります。

会 長：その次に参ります。

委 員：要は目標が毎年1団体1公園増加となっているのですけれども、なぜ2ではないかというのが、もうそれでいいですかねということだけです。ですから、そうやっていくのだったら、たくさんできるなら大いにやったらいいのではない
か。ただし、作る場所だとか考えてもらわないといけないのですよ。思うようにはいかないと思いますけれども、この回答で私は理解いたしました。よろしいですか。年平均1公園は新規開園ということなのですが、既存の公園も含め新規登録増をお願いします。

会 長：ありがとうございます。では、20、22 ページの31 と 34 です。

委 員：これは所有がないということですが、一応都道の関連性、都道だから私たちは知りませんではなく、やはり説明をどこかに書く必要があるのではない
ですかね。

事 務 局：おっしゃるとおりです。

委 員：それだけのことです。

事 務 局：はい。

委 員：どうになってしまうのか、私は用水をやっているのですけれども、予定がさっぱりわからず先が見えない、それはいつか止まってしまうそれは問題があると思
うし、そういうことで。

事 務 局：国3・2・8号線の事業認可は令和8年度末までとなっています。

委 員：場所はたしか旧市役所の近くでしたね。

事 務 局：五日市街道までの事業です。

委 員：五日市街道まで全部できてしまう。

事 務 局：令和8年度がこの事業の最終年度になっています。

委 員：ああ、そうですか。それは失礼しました。

事 務 局：砂川用水も令和4年度に工事して敷設しました。年明けから通水はさせていただいています。

会 長：ありがとうございます。それでは通番 34、36。

委員：本当に素晴らしい。これは文書が長く、固いイメージでわかりにくい。一目で緑の基本計画が分かるというような、核になるものが結構あるので、それがあれば、市民の人に分かってもらえと思いました。

会長：ありがとうございます。

委員：1枚ペーパーみたいないろいろな地域とか遺産とかですね、一目でわかるようにされると良いと思います。

会長：よろしいですか。では、35番です。

委員：要は親水化ということを進める領域がどこなのかという。市では、限定された対象にしてしまっている。要は、こうしなければいけないという親水化ですね、親水化をしなければいけないということが常に、新たな用水路、親水化可能な箇所を検討しようと。新たな用水路の親水化が可能な箇所というのは、今、親水化というのはこの間都議会の回答がありまして、親水公園の施設を並木公民館のところはもう親水化が終わったのだと、そこは除外する。そして、ほかのところをやると。私はそうではなくて、親水化というものをもっと進めていくということであまり表現できたらいいなと思ひまして、私の提案としては、既存の用水路が開発事業地内にある場合において、新たに親水化が可能な箇所や親水空間として改修の必要な箇所というのを検討するという具合にするのが一番現実的ではないかなと思ったのですよ。この記述の仕方を少し考えて、限定されてないようにしておく。なぜそうかという、やはり二十何人もいる仲間、我々の仲間がおるのです。限定されて親水化というのはほとんどできないということにならないようにしていただきたいなと、こういうことです。

会長：では、事務局。

事務局：用水路維持管理事業として、ご意見がありました内容については、適正な維持管理を行う上で大切なことと考えます。また、考え方として検討にとどまっていることについては、現時点では具体的な実施箇所が定まっていないため、このような記載になっていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。事務局からは以上になります。

委員：ですから、親水化という言葉と親水空間というのは違う意味で僕ら使っていて、親水空間というのは、今ある親水施設の空間も含めて言うことでございます。その表現だけ。検討することが問題ではないのです。検討は絶対しなければいけない。その場所が限定されてしまっているということになります。親水化のもっとエリアを広げて、空間をやはり作るということが大事だと思うのです。親水空間を作るということが。

事務局：こちら修正も含めて検討させてください。

会長：では、36番です。

委員：これはこのように書き直してくれて私はいいと思います。要は、協議を続けると書いてある。そうではなくて、この書かれていることがよく僕が分かっている

ないのかもしれないのですけれども、エコロジカル・ネットワークとかエコミュージアムと書かれている、何のことを言っているのかよく分からない。ですから、このエコロジカル・ネットワーク、エコロジカルな環境、ネットワークを作っていくという形にして、年度ごとに少しずつ追いかけて目標を設定していくということを考えられたほうが、こういう具合に思っています。

事務局：通番 36 で掲げている施策は、エコロジカル・ネットワークの形成であり、生物多様性に配慮した緑化の手引の作成・普及啓発によって、公共施設や商業施設、住宅地などにおける植栽、生け垣、プランター、水鉢などの設置を促し、まちなかの小さな生き物が移動し、暮らしやすい環境づくりを推進するものです。なお、まちなかの緑を増やすためのエコロジカル・ネットワークの普及啓発として、市民活動団体などと連携しながらシンポジウムや講習会などのイベントを開催できればと考えます。回答は以上になります。

会長：では、次です。37、38 です。

委員：すみません、今の 36 番に、具体目標の考え方・理由等のところに、西元町の湧水源も入れてくださいますか。入っていないのです。西恋ヶ窪緑地、姿見の池緑地、そして西元町の湧水源というのを入れていただくと、かなりこうエコロジカルな意味では役に立っている場所なので、かなり広範囲ですし。

会長：どうでしょうか。

事務局：こちらの表現の追加については検討させていただきます。

会長：それでは、通番 37 のホームページについて。

委員：ホームページ、何しろ何か非常にこの活動というのを見てみると、よくするということがよく分からない。だから、イベントの設計や開発・評価・改善という施策を具体的に考えないと、ホームページを改善しましょうということにならない。要するに量的にも、例えばこれを見た人がどのぐらいいるかという数の設定の仕方も妥当だと思いません。その辺のところをどう考えるか。

事務局：通番 37 ににつきまして、ホームページの運営については、その都度、年度内の PDCA が必要と考えます。ご意見を踏まえ運営していきます。なお、新たな施策とはならないため、追記はいたしません。

通番 38 について。既に市民・市民団体を交えた討議の場を設け、イベントの設計・開発・評価・改善、ホームページでの報告を行っているため、修正は行いません。事務局からは以上になります。

会長：そういうことをやりますということですよね。ありがとうございます。

では、最終ですが、41 番です。

委員：花を植えるスペースがある公園は何か所ですか、これが分からないのです。設定の数値がうまくできないのかなと。

事務局：どの公園でも花を植えることができるスペースがあれば、市の職員のほうで現地を確認し、サポート団体様に耕していただき、お花を植えていただいております。現在、花を植えていただいている公園サポートは 13 団体です。事務局か

らは以上です。

委員：花を植えられる公園は何か所か。

事務局：基本的には全ての公園で花を植えられます。

委員：植えられるのですか。

事務局：はい。ただ、花壇とかは設けていないところがございます。お子様たちが遊びのときに、例えば花を植えてあるところを、花壇スペースですよということが分かりやすい形にしていけないので、花を植える場所をサポート団体に耕して頂き、周りに木柵を設置します。このような事をサポート事業様と協力して対応しています。

委員：この13団体に対して、種を配布いただきますよね。

事務局：はい。

委員：それ、サポート団体全員もらっていますか。

事務局：要望があったところの団体は配布をするのですが、団体自身で種等あるところについては、各団体で植えていることも考えられます。

委員：要望のないところはなぜないのだというのは質問したほうがいいですよ。

事務局：承知しました。

会長：以上で、全ての審議を行いました。事務局から何か。

委員：1つだけ。お時間を頂きたいと思うのですが、36番のまちづくり計画課のところで、そのエコロジカル・ネットワークは小さな生き物が移動した暮らしやすい環境づくりを目指す、ということの中でいろいろな細かい、具体的な方法をここで書かれているわけですが、これに伴って、特に公共施設についても触れているわけなので、お伺いしたいのですが、30番のところを見ますと、旧市庁舎の跡地に、施設を作って屋上緑化をするということがうたわれているので、30番のところを見ましたら、公共施設マネジメント課というところが担当しまして、複合公共施設整備と民間活用事業を同一事業者に一括発注して一体的な整備を行います、こうあって、屋上緑化ということがあるわけです。そこで、その屋上緑化の具体的なイメージとして、担当はまちづくり計画課と違うのだから、よく分かりませんが、まちづくり計画課のほうで考えている方向は、屋上緑化に生かされると考えてよろしいですか。私の希望で申し上げますと、屋上にミニ水田のような、あるいはいわゆる水辺の環境ですね。

会長：屋上ビオトープみたいなことですね。

委員：だから、小さな幼稚園児が遊ぶようなプールでもいいのですよ。それより小さくてもいいのです。そういう水辺の生き物が途中に余って産卵し、そういうことができる、小平の玉川上水から窪東公園を下ってきて、それで市庁舎の屋上庭園を通して、あと東恋ヶ窪緑地からずっと下りていくことができますよね。そういう意味で言うと、小さな生き物ということを考えてみると、特にトンボなんかを考えたときには、そういうものがあると非常に生息にいいなと。か

つて市内の小学校のプールあるいは市外の小学校のプールがあった時期には、冬の間、水を取ってしまう以外は水が満々としてあって、トンボ類の繁殖の場になっていたわけですね。そういうのが、せっかくこれから作るのですから、どんなに小さなものでもいい。実際個別の住宅に水鉢を置きましょうと言っているくらいなのですから、その施設の屋上庭園にある程度の水鉢が置けるぐらいのことはやったら、それはいいPRになると。ぜひそれはお互いに相談し合って実現していただきたいと。要望です。

会 長：このことは、どうでしょうか。

事務局：担当課が公共施設マネジメント課ですので、今日頂いたご意見についてはそちらのほうにお伝えして、何かしら対応できるかを検討させていただきます。

委 員：働きかけてください。

会 長：緑地は増やせませんけれども、屋上だと何とか。

委 員：どうにか。

会 長：私も集合住宅で屋上緑化を始めたときに屋上ビオトープを行いました、そのとき環境大臣賞をもらいました。ですから、やりようはあると思います。屋上緑化はだから、場所的にも大丈夫だと思うので。進めてほしいです。ありがとうございました。ほかに何かございますか。大丈夫ですか。

事務局：今年度は実施計画の見直しの年度に当たりまして、大変ボリュームのある審議内容となり、委員の皆様には本当に大変なご尽力を賜りまして、おかげさまで実施計画を策定できるめどがたちました。心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

会 長：それではこれで終わりたいと思います。